

いざという時のために・・・知っていますか？

成年後見制度

鹿沼市成年後見センター（高齢福祉課内） ☎(63)2175

「成年後見制度」は、認知症や障がいなどにより、物事の判断能力が十分ではない人が、さまざまな契約や財産管理などをするとときに不利益を生じることがないように、本人を守り、支援する人（成年後見人等）を家庭裁判所が選任する制度です。

市では、成年後見制度に関する支援を行っています。

鹿沼市成年後見センター

成年後見制度の総合的な窓口となる「鹿沼市成年後見センター」では、制度の利用に関する相談を電話や窓口にて受け付けています。

例えば…

- 家族が認知症で預金の引き出しができなくなった。成年後見制度を利用すべき？
- 障がいのあるこどもが心配。将来は誰に契約や財産管理をお願いすることができるの？
- 一人暮らしで近くに頼れる人がいない。いざという時のために、なにか準備しておいたほうがいいのか？等

令和6年度 成年後見制度相談会

今後の開催予定	
8月 8日(木)	12月19日(木)
9月19日(木)	令和7年 1月16日(木)
10月17日(木)	2月20日(木)
11月21日(木)	3月21日(金)

司法書士による相談会（予約制）を下記のとおり実施しています。

- と き** 午前10時～正午
(相談は1人1時間まで)
- ところ** 鹿沼市役所内 会議室
- 相談料** 無料
- 申 込** 鹿沼市成年後見センターへ電話で。



(公社) 成年後見センター・リーガルサポート とちぎ支部 佐伯祐子司法書士（相談員）

みなさんは、転ばぬ先の杖を持っていますか？

入院したり、施設に入所しなければならなくなったとき、頼れる人はいますか？「今は元気だから、まだ大丈夫！」と思っていても、そのときは突然やってくるかもしれません。しっかりと決められる今のうちに、転ばぬ先の杖を準備しませんか？

一人暮らしの方、親族のいない方、これからの生活に不安のある方、ぜひ鹿沼市成年後見センターにご相談ください。